

令和7年度うつくしま、エコ・リサイクル製品販売促進等事業費補助金 募集要領

1 趣旨

令和7年度に福島県から補助金の交付を受けて、認定事業者が認定製品の販売促進又は新たに認定を目指すための製品開発事業（以下「補助事業」という。）を行う方を募集するものです。

2 応募者要件

補助事業を行う認定事業者（認定事業者で構成されるグループを含む。）で、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 県税を滞納していないこと。
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 展示会等において「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」に係る周知を行うこと（販売促進事業に限る。）。

3 事業内容

(1) 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、以下のものを対象（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とします。

なお、交付決定後から令和7年度末までの間に行われる事業の経費であって、当該年度中に事業費の支払いが完了するものに限りします。

ただし、交付決定日以前に事業の経費を支払った場合は、本補助金の交付対象となりません。

① 販売促進事業

- ア 出展料（小間料）
- イ チラシ・ポスター・パネル作成費
- ウ 小間の装飾料
- エ 認定製品等の運搬費（補助事業者自ら運搬する場合を除く。）
- オ 広告宣伝費
- カ 交通費
- キ その他必要と認める経費

② 製品開発事業

- ア 市場動向調査費（開発に係る市場動向調査費用）
- イ 原材料費（主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費）
- ウ 試験分析費（試験又は分析に要する経費）
 - ※例：・開発品の品質等に係る評価試験費
 - ・うつくしま、エコ・リサイクル製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用
- エ その他必要と認める経費

(2) 補助内容

	補助額	採択件数	その他要件
販売促進事業	経費の合計額(※1)に補助率の1/2を乗じたもの	予算の範囲内で決定	補助事業は1事業者(1グループ)1回に限る。
製品開発事業	経費の合計額(※2)に補助率の1/2を乗じたもの	予算の範囲内で決定	補助事業は1事業者(1グループ)1回に限る。

※1 10万円以上とし50万円を限度とする。

※2 10万円以上とし200万円を限度とする。

4 応募方法

(1) 応募書類等

事業開始予定日の15日前までに交付申請書の正本1部を提出してください。

なお、様式等については、生活環境部環境共生課のホームページからダウンロードできます。

(2) その他

ア 応募者要件を満たさない、又は交付申請書若しくは添付書類に不備があるなどの場合、交付申請書を受理できないことがあります。

イ 受理された書類については、返却しません。

ウ 本補助金は他の補助金等と二重には交付しませんので、他の補助金等の交付申請を行った場合にはその旨を申し出るとともに、他の補助金等の交付決定があった場合には本補助金の交付申請を遅滞なく辞退してください。

(3) 受付期間

令和7年12月12日(金)(当日到着分)まで

ただし、上記受付期間であっても応募状況(予算額に達した場合)によっては募集・受付を終了します。

5 補助金の交付決定等

(1) 交付決定

交付申請の内容の審査により本補助金を交付すべきものと認められたときは、福島県から交付決定が通知されます。

(2) 事業の開始時期

交付決定を受けた後に、補助事業に着手してください。

なお、交付決定日以前に事業の経費を支払った場合は本補助金の交付対象とはなりません。

(3) 実績報告

事業終了の日から起算して30日を経過した日、又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(4) 補助金の支払い

補助事業完了後、交付請求の提出を受け、本補助金が補助事業者を支払われます。

6 書類の提出先及び問合わせ先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7248

E-mail：kyousei@pref.fukushima.lg.jp